（略）	（略）	
二十九　（略）		
三十　農林水産省		
組　織	官　職	区　分
（略）	（略）	（略）
地方農政局の事務所又は事業所の建設所	所長	四種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
三十一～三十六　（略）		
三十七　国土交通省		
組　織	官　職	区　分
（略）	（略）	（略）
地方整備局	次長	一種
	（略）	（略）
	（略）	（略）
三十八～四十四　（略）		

（略）	（略）	
二十九　（略）		
三十　農林水産省		
組　織	官　職	区　分
（略）	（略）	（略）
地方農政局の事務所又は事業所の建設所	所長	四種
	（略）	（略）
	（略）	（略）
三十一～三十六　（略）		
三十七　国土交通省		
組　織	官　職	区　分
（略）	（略）	（略）
地方整備局	副局長	一種
	（略）	（略）
	（略）	（略）
三十八～四十四　（略）		

（略）	（略）	
国立感染症研究所支所	支所長	二種
	部長	三種
	課長 室長（人事院の定めるものに限る。） 主任研究官（人事院の定めるものに限る。）	四種
（略）	（略）	（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）に基づき、人事院規則九―四九―五七（人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―四九―五七―一

人事院規則九―四九―五七（人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四九―五七（人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。